

2020年度金融調査研究会第1研究グループ提言
「気候変動リスクと銀行経営」【構成・概要】

＜全体の構成＞

I. はじめに

(ねらい)

- 気候変動というグローバルな課題が銀行経営に及ぼす機会とリスクについて、国際的な金融規制等の動向も踏まえて検討を行い、今後の銀行および政府が採り得るべき対応について提言を行う。

II. 気候変動に関する現状

1. 気候変動を巡る国際的な流れ
 - (1) パリ協定の経緯および概要
 - (2) 金融安定理事会および「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」
 - (3) 金融監督当局の動き(NGFS、BCBS)
 - (4) 公的機関と民間の協働(UNEP-FI、SBT)
 - (5) サステナビリティ関連報告を巡る動き
2. 諸外国における状況
 - (1) 欧州の状況
 - (2) 他国の主な動向
3. わが国における状況
 - (1) 政府の取組み
 - (2) 官民連携の取組み

III. わが国銀行の現状

1. リスク
 - (1) 物理的リスク
 - (2) 移行リスク
 - (3) シナリオ分析
2. 機会
 - (1) 新しい分野の産業の活性化による投融資および取引機会の増加
 - (2) 銀行における資金調達手段の多様化
 - (3) 企業価値およびレピュテーションの向上

IV. 提言(※概要は次頁以下)

1. カーボンニュートラル実現の支援とリスク管理の高度化
2. 気候変動情報開示とその効果的活用
3. 企業の気候変動への対応支援に向けた官民連携

<提言概要>

1. カーボンニュートラル実現の支援とリスク管理の高度化

- ✓ 銀行は、持続可能でレジリエントな社会の実現に貢献する社会的責任を担い、取引先企業のカーボンニュートラルへの移行や気候変動への適応を支援することに加え、各行が保有する金融資産の気候変動リスク分析・リスク管理の高度化が重要である。

(取引先企業への支援)

- ・ 銀行が責任ある資金供給主体として、気候変動への対応を通じて持続可能な社会の実現に貢献するうえでは、取引先企業のカーボンニュートラルへの移行や気候変動への適応の取組みの資金面での支援（再生可能エネルギー等の気候変動対策に係るプロジェクトや革新的環境技術への資金供給等）を行っていくことが重要。
- ・ 資金面での支援を行うに当たっては、すでにカーボンニュートラルへの移行等が進んでいる企業のみならず融資を行うだけでなく、外部の環境基準を参考とした融資基準を示すこと等により、これを達成しようという取引先企業の意欲を促すことが重要。
- ・ また、資金面での支援に加え、気候変動リスクの把握、気候変動に係る各国の規制や基準等の情報提供等を含む気候変動に係る助言やコンサルティング等によるソリューションの提供も重要。
- ・ 慢性的な気候パターンの変化等、通常の経営計画の期間を超える超長期の影響のほか、気候変動対策を巡る政策変更などの短期・中期の影響の両面を視野に入れ、資金面・助言等ソリューション提供の双方において各時間軸における潜在的な影響を意識した、適時適切な支援を提供することが重要。

(リスク分析・リスク管理の高度化)

- ・ 信用リスク、マーケットリスク、オペレーショナルリスク等の伝統的なリスク管理に気候変動リスク特定・評価・管理のフローを組み込むことが重要（例：気候リスクが高いと見込まれる先に対する追加的なデューデリジェンスのプロセスを採用）。
- ・ 気候変動シナリオ分析の実施が重要。質的分析から始めることも考えられるが、量的分析を実施するに当たっては、優先度の高い対象地域や災害を特定した部分的な分析から始め、徐々にカバー範囲を拡大していくことが考えられる。

2. 気候変動情報開示とその効果的活用

- ✓ 銀行は、気候変動に係る有用な情報を開示し、ステークホルダーへの情報提供と対話の充実を図るべき。
- ✓ また、開示情報の利用者の立場から、取引先企業の気候関連開示を企業の潜在的な課題やリスク、機会の把握に活用するほか、必要に応じて開示を促すことも重要。

(開示する立場の視点)

- ・ TCFD 提言等に即した気候変動に関する情報開示は、銀行による持続可能な社会の実現への貢献等を対外的にもアピールできる機会。また、ESG 投資の活性化を背景にした投資家からの評価の向上を通じた企業価値の増大に資すると考えられ、積極的な取組みが期待される。
- ・ TCFD 提言をはじめ、GRI や SASB 等の基準・フレームワークを活用しつつ、一貫性・比較可能性・有用性の高い情報を開示していくことが銀行の評価を高めることに繋がる。

(開示を利用する立場の視点)

- ・ 銀行は、投融資ポートフォリオを通じて、投融資先企業が抱える気候関連のリスクに間接的にさらされており、「1.」で述べたリスク管理に加え、投融資先企業の気候変動関連の開示情報や、開示情報を利用した対話等を通じて対処していくことも考えられる。
- ・ 投融資先企業の気候変動課題への対応による機会獲得の可能性についても、開示やそ

れにもとづく対話を通じて把握・評価することが望ましい。

- ・ 気候変動に関するリスクと機会の両面から投融資先企業のニーズや課題を把握し、適切な支援を提供することで、投融資先とともに銀行自身の持続的な成長を図ることが期待される。
- ・ また、資金供給先へのガバナンスという観点から、投融資先企業に対して、移行目標の設定等を支援するほか、必要に応じて気候関連情報の開示を促す役割が期待されていくことも考えられる。

(金融安定性の問題)

- ・ 気候関連のリスクと実体経済のマクロ経済上の脆弱性が結び付くと、金融安定性に対するリスクが増幅する懸念がある。気候関連のリスクを市場が織り込むという観点から、銀行は気候変動に関する情報の適切な開示を検討・対応することが望ましい。

3. 企業の気候変動への対応支援に向けた官民連携

- ✓ 政府は、金融機関が企業の気候変動への対応を支援するための機能発揮に向けて、金融界の取組みの実態を踏まえた政策やグローバルに調和した政策を採るべく、官民の連携を継続的に発展させるべき。

(官民連携のポイント)

- ・ 企業の気候変動への適応の取組みを推進し、移行期間における企業および金融機関の適切なアクションを促すためには、政府はこれらの政策や今後のエネルギーミックスの具体的な内容およびロードマップを早期に示し、社会全体が移行に向けて取組みを行う気運を醸成することが特に重要。
- ・ 規制策定に当たっては、個別国の固有事情を踏まえる必要があるものの、グローバル企業が重複的な規制に直面しないよう、国際的な規制等との整合性を意識することが重要。グローバルな当局間の枠組みを通じて、グローバルで調和がとれた枠組み作りを積極的に行っていくべき。
- ・ 政府は、政策実施の際には、国内だけでなく海外からの投資を積極的に取り込むことを検討すべき。そのためには市場の透明性を高め、魅力ある市場とすることが不可欠であり、金融資本市場の活性化のための戦略の方向性を、官民協働体制で積極的に具体化すべき。

(カーボンプライシング関係)

- ・ 排出権取引については、排出量の割当方法などの課題が存在し、制度設計次第では産業全体に与える影響が非常に大きくなる可能性があることから、他国の状況も踏まえ、日本における影響を深く分析し、対応することが望ましい。また、炭素税については、仮に導入を検討する場合には、企業の投資を促進させるために、当該税収を原資とした法人税減税なども検討すべき。
- ・ 国境調整措置については、わが国産業の国際競争力に影響するものであることから、諸外国における措置が日本の産業にとって不利なものとならないように状況を注視し、必要に応じて諸外国政府と交渉を行うなどの対応も検討すべき。

以上